

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	01 基本	制定	B0641-5	製品の幾何特性仕様(GPS) - 製品及び測定装置の測定による検査 - 第5部:指示測定器の適合性検査における不確かさ	Geometrical product specifications (GPS) - Inspection by measurement of workpieces and measuring equipment - Part 5: Uncertainty in verification testing of indicating measuring instruments	製品の寸法などについて指示測定器を用いて検査する場合における合否の判定については、JIS B 0641-1において、その考え方を明らかにしている。 この考えの中で、測定機器の適合性評価においても不確かさについて考慮して判定すべきことが規定されているが測定機器の不確かさをどのように扱うかについては規定されておらず、測定機器の適合性評価における不確かさについて様々な解釈が生じており、検査現場で混乱が生じている。 不確かさの概念及び用語については、JIS B 0641-1の対応国際規格であるISO 14253-1と群をなすISO 14253-5において規定されていることから、これを基礎としたJISを制定し、JISとしてその取り扱いを明らかにする必要がある。	この規格の制定によって、測定機器の適合性評価における不確かさの考え方が標準化されるので、測定機器の管理、校正及び取引の効率化が図られ、経済効率の向上が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般 5 試験測定量 6 試験実施者責任基準 7 指示測定器の試験における具体的な問題		ISO 14253-5:2015, Geometrical product specifications (GPS) - Inspection by measurement of workpieces and measuring equipment - Part 5: Uncertainty in verification testing of indicating measuring instruments	IDT	第2条の該当号: 第4号(検査方法) 対象事項: 鉱工業品全般	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	-	一般財団法人日本規格協会のWG	2020年8月	17.040.40	3
JSA	05 電気	制定	C1513-2	電気音響 - オクターブバンド及び1/Nオクターブバンドフィルタ(分析器) - 第2部:型式評価試験	Electroacoustics Octave-Band and 1/N (Fractional) - Octave-Band Filters - Part 2: Pattern evaluation tests	フィルタ(周波数分析器)は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計とともに用いられる音響振動計測器である。 国際規格であるIEC 61260が従来は1部構成であったが、今回の改正でサウンドレベルメータの規格であるIEC 61672シリーズと同様、パート制(Part 1~3)となって制定された。Part 1は仕様を、Part 2は型式評価試験の方法を、Part 3は定期試験の方法を定めたものである。 さらに、従来は分析器としてのハードウェア性能を定めたJIS C 1513、フィルタ性能を定めたJIS C 1514の二つの規格が存在していたが、フィルタ性能しか定めていなかった国際規格IEC 61260が、今回の分割制定でハードウェア性能も定めるようになった。 IEC規格体系に合わせてJISも3部構成にするために、2018年からJIS化を進めているPart 1に続いて、Part 2であるこの規格を制定する必要がある。なお、この規格と同時に、定期試験方法を定めたPart 3についても合わせて制定する。	周波数分析器は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計と共に用いられ、音振動源対策や、測定データの信頼担保の他、建築音響に関する測定方法(JIS A1416他)、騒音源のパワーレベル測定方法(JIS Z 8732他)などで用いられる測定器である。 この制定によって、最新の国際規格への整合により最新知見の維持を図るとともに、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化、貿易の円滑化などに資することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験のための供試品 5 表記及び取扱説明書 6 必要な設備及び一般要求事項 7 基準条件における試験 8 電磁環境に対する要求事項 9 周囲温度及び相対湿度の影響 10 試験報告書	C1513, C1514	IEC 61260-2:2016, Electroacoustics - Octave-band and fractional-octave-band filters - Part 2: Pattern-evaluation tests, Amendment 1:2017	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 計量器及び測定方法(周波数分析器)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	公益社団法人日本騒音制御工学会のWG	2020年4月	17.140.50	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	測定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	測定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	測定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	測定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	測定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	05 電気	制定	C1513-3	電気音響一オクターブバンド及び1/Nオクターブバンドフィルタ(分析器)―第3部: 定期試験	Electroacoustics Octave-Band and 1/N (Fractional)-Octave-Band Filters―Part 3: Periodic tests	フィルタ(周波数分析器)は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計とともに用いられる音響振動計測器である。国際規格であるIEC 61260が従来は1部構成であったが、今回の改正でサウンドレベルメータの規格であるIEC 61672シリーズと同様、パート制(Part 1~3)となって制定された。Part 1は仕様を、Part 2は型式評価試験の方法を、Part 3は定期試験の方法を定めたものである。さらに、従来は分析器としてのハードウェア性能を定めたJIS C 1513、フィルタ性能を定めたJIS C 1514の二つの規格が存在していたが、フィルタ性能しか定めていなかった国際規格IEC 61620が、今回の分割制定でハードウェア性能も定めるようになった。IEC規格体系に合わせてJISも3部構成にするために、2018年からJIS化を進めているPart 1に続いて、Part 3であるこの規格を制定する必要がある。なお、この規格と同時に、型式評価試験を定めたPart 2についても合わせて制定する。	周波数分析器は、サウンドレベルメータ(騒音計)や振動レベル計と共に用いられ、音振動源対策や、測定データの信頼担保の他、建築音響に関する測定方法(JIS A 1416他)、騒音源のパワーレベル測定方法(JIS Z 8732他)などで用いられる測定器である。この制定によって、最新の国際規格への整合により最新知見の維持を図るとともに、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化、貿易の円滑化などに資することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 試験のための供試品 5 適合性 6 事前検査 7 電源 8 環境条件 9 試験の一般要求事項 10 中間周波数における相対減衰量又は実効帯域幅偏差 11 直線動作範囲、測定範囲、レベルレンジ制御及び過負荷表示 12 直線動作範囲の下限 13 相対減衰量の測定 14 試験報告書	C1513, C1514	IEC 61260-3:2016 Electroacoustics - Octave-band and fractional-octave-band filters - Part 3: Periodical tests	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法)	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。	―	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	公益社団法人日本騒音制御工学会のWG	2020年4月	17.140.50	4
JSA	06 電子	制定	C5954-7	光伝送用能動部品―試験及び測定方法―第7部: 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュール	Fiber optic active components and devices - Test and measurement procedures - Part 7: Optical transmitting and/or receiving modules for single fiber wavelength division multiplexing	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールにはJIS C 5954-3で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)に準拠した機器が主に使用されていたが、昨今の通信容量の大幅な増加に対応するため、新たな大容量伝送を可能とする通信方式に移行しつつある。その一つに、伝送リンク1台当たりの通信容量を拡大可能な単心波長多重並列伝送(1波長当たり10Gbit/s~25Gbit/sのデータレートをもつ複数の波長を1本のファイバに通して伝送)があり、現在急速に普及が進んでいる。この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した、試験・測定方法の標準化の要望が強まってきている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールに関する試験及び測定方法のJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールの試験および測定方法 5 附属書(送信及び受信特性標準表)	―	―	第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	―	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月		1	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	06 電子	制定	C5955-3	光伝送用能動部品—性能標準テンプレート—第3部:単心波長多重並列伝送用光送受信モジュール	Fiber optic active components and devices—Performance standard template—Part 3: Optical transmitting and/or receiving modules for single fiber parallel transmission link	【制定・改正する理由(必要性)】 光通信技術は、近年、日進月歩を遂げており、従来、光送・受信モジュールには、JIS C 5955-1で規定している単心直列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s)が主に使用されていたが、通信容量の急速な増加に伴い、伝送リンク1本当たりの通信容量を拡大可能な単心並列伝送リンク(ファイバ1本当たり10Gbit/s～25Gbit/s)の導入が急速に進んでいる。しかしながら、既存のJIS C 5955-1では、この単心波長多重並列伝送の性能項目を適用対象としておらず、この様な状況から、近年の大容量伝送を可能とする光送・受信モジュールの性能に対応した標準化の要望が強まってきている。このため、近年の技術の実態及びニーズに即して、また、光通信技術の一層の普及を図るため、単心波長多重並列伝送の性能標準に対応した性能標準テンプレートのJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、製品の効率的な開発・製造が可能となり、かつ、取引の円滑化も期待されるとともに、製造業者と利用者との間における製品の相互接続性の確保に寄与することで、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 単心波長多重並列伝送用光送受信モジュールの性能標準テンプレート	—	—	—	第2条の該当号: 第1号、第4号(性能、試験方法、測定方法) 対象事項: 光送受信モジュール	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	2. 関連する生産統計等によって、市場におけるニーズが確認できる場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年4月			1
JSA	06 電子	制定	C6121-1	光増幅器—第1部:通則	Optical amplifiers-Part 1: Generic specifications	現在、光増幅器(OA)及び光増幅器関連のアセンブリに関する通則として、用語及び定義、要求事項、品質評価、電磁両立性、測定方法等について規定するJIS C 6121が制定されている。この規格は2010年に改正されたが、その後、対応国際規格であるIEC 61291-1が2012年及び2018年に改訂され、また、光増幅器に関連する国際規格及び技術文書である、IEC 61290規格群(測定方法を定める規格であり、JIS C 6122規格群として制定)、IEC/TR 61292-1(光部品性能パラメータ)及びIEC/TR 61292-3(分類法等)についても最近の技術・市場の実態を踏まえた改訂が行われている。こうしたことから、最新の国際規格及び関連文書の技術的内容を反映した規格として充実を図るとともに、見直しに当たっては、規格利用者の利便性の向上を図るため、規格体系についてもIEC 61291規格群と整合させることが求められており、これらに対応するため、新たなJISを制定(JIS C 6121-1)する必要がある。これによって、JIS C 6121は廃止する。	この制定によって、規格体系がIEC 61291規格群と整合することから、規格利用者の利便性の向上が図られる。また、IEC 61291規格群(JIS C 6121-5-2、JIS C 6121-6-19等)及びIEC 61290規格群(JIS C 6122規格群)で用いる最新の用語及び定義などを盛り込むことで市場の混乱が避けられ、取引の円滑化、市場の拡大などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 要求事項 5 品質評価 6 電磁両立性(EMC)に関する要求事項 7 測定方法 附属書JA(参考)光増幅器用光部品の各種パラメータ 附属書JB(参考)光増幅器の分類	C6121	IEC 61291-1:2018, Optical amplifiers-Part 1: Generic specification	IDT	第2条の該当号: 第1号、第4号(品質、性能、試験方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2020年4月	33.180.30	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C6870-2-30	光ファイバケーブル第2-30部:屋内ケーブル成端用テープ形光ファイバケーブル品種別通則	Optical fiber cables—Part 2-30:Indoor cables—Family specification for optical fiber ribbon cables for use in terminated cable assemblies	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。光ファイバに関する技術は、近年著しい発展を遂げている。最新の市場実態が反映されるとともに、国際規格との整合性が得られることから、国際規格との整合性及び取引の円滑化並びに、国際競争力の強化に繋がることが期待される。</p> <p>この規格は、屋内用テープ形光ファイバケーブルについて規定するもので、JIS C6839として2003年に制定されているが、この対応国際規格であるIEC 60794-2-30が市場の実態に対応して2019年に改訂されたこと、及び引用している光ケーブルの機械特性試験に関する規格(JIS C 6851)が2019年に分割され、JIS C 6870-1-2、JIS C 6870-1-21、JIS C 6870-1-22、JIS C 6870-1-23及びJIS C 6870-1-24に移行されたことから、これらの変更に即した内容に改める必要がある。</p> <p>なお、屋内ケーブルの国際規格の番号体系が総則(IEC 60794-2)、品種別通則(IEC 60794-2-10、IEC 60794-2-20及びIEC 60794-2-30)となっているのに対し、JISの体系は総則(JIS C 6870-2)、品種別通則(JIS C 6870-2-10、JIS C 6870-2-20及びJIS C 6839)となっており、整合していないため、今回、JIS C 6839を廃止し、JIS C 6870-2-30として新たに制定するものである。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>制定することにより、最新の市場実態が反映されるとともに、国際規格との整合性が得られることから、国際規格との整合性及び取引の円滑化並びに、国際競争力の強化に繋がることが期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲 引用規格 用語及び定義 種類及び形名 テープ形光ファイバコードの構造 テープ形光ファイバコードの寸法 テープ形光ファイバコードの試験及び要求事項 	JIS C 6839:2008	IEC 60794-2-30:2019, Optical fibre cables—Part 2-30:Indoor cables—Family specification for optical fibre ribbon cables for use in terminated cable assemblies	MOD	<p>第2条の該当号: 第1号、第4号(種類、寸法、品質、構造、試験方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバケーブル</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月		2
JSA	06 電子	制定	C61280-1-4	光ファイバ通信サブシステム試験方法—第1-4部:光源エンサークルドフラックス測定法	Fiber optic communication subsystem test procedures - Part 1-4: General communication subsystems - Light source encircled flux measurement method	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、マルチモード光ファイバリンクで使用される光源のエンサークルドフラックス測定法について規定するものである。</p> <p>クラウドコンピューティング、オンデマンド配信、SNSなど様々な高付加価値ICTサービスの浸透により、膨大なデータを扱うデータセンターは、近年急速に拡大しており、そのデータ通信は、マルチモード光ファイバを用いる低コストで高速大容量な光ファイバリンクによるデータコム技術によって支えられている。</p> <p>このマルチモード光ファイバリンクの損失及び通信特性の特徴付けにおいて、測定の際ばらつき及び測定機器ごとの誤差を低減させるためにマルチモード光ファイバの励振状態を規定する測定基準としてエンサークルドフラックスが開発され、一般的に用いられるようになった。このような背景から、この測定方法の国内での普及及び統一化推進のため、先に制定された国際規格を基礎として、JISを制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>規格を制定することにより、データコムの産業において、光ファイバ通信サブシステムの開発・製造が容易になり、取引の円滑化も期待されるとともに、光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、市場の拡大及び日本の産業界の活性化に寄与することが期待される。</p> <p>また、日本製品の品質の高さを広く評価されることにより、国際競争力の強化に繋がることが期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 適用範囲 引用規格 用語及び定義 記号 試験装置 試料及び標本 幾何学的校正 測定試験手順 エンサークルドフラックスの計算 結果 仕様情報 附属書A 測定感度の考察 附属書B マイクロポジションを用いた幾何学的校正の理論 附属書C マイクロポジションを用いた幾何学的校正手順 		IEC 61280-1-4:2009, Fibre optic communication subsystem test procedures - Part 1-4: General communication subsystems - Light source encircled flux measurement method	IDT	<p>第2条の該当号: 第4号(試験方法、測定方法)</p> <p>対象事項: 光ファイバ通信サブシステム</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ、ク</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2021年1月		2

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C62125	電力用及び制御用ケーブルの環境配慮に関する指針	Environmental considerations specific to insulated electrical power and control cables	【制定・改正する理由(必要性)】 昨今、環境配慮の重要性・必要性はますます高まっております。とりわけ地球温暖化対策として、世界的にCO2排出削減の取り組みが進んでいる。電線に関しても、電線の導体サイズを適正化する(大径化する)ことによって、通電時の電力損失が低減でき、これによりCO2削減及び省エネルギー化に貢献できる。この環境及び経済性に配慮した電線の導体サイズの適正化に関しては、我が国が中心となって国際規格化を進め、2019年9月にIEC 62125として発行された。このため、我が国においても、地球温暖化対策としてCO2排出削減の取組みにより一層貢献していく観点から、こうした環境及び経済性に配慮した導体サイズの導入・普及を進めるための指針として、IEC 62125と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、我が国で使用される電力用及び制御用ケーブルの環境と経済性に配慮した導体サイズの適正化が促進され、無駄な電力損失の低減及び電力発電量の削減に寄与することで、我が国の総CO2排出量が0.9%削減できるとの試算もあり、地球温暖化対策に大きく貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義及び記号 4. 一般原理 5. 環境チェックリストの方法 6. ケーブルのライフサイクルアセスメント 7. 環境及び経済性を考慮した最適導体サイズ設計(ECSO) 8. 環境情報	—	IEC 62125:2019 Environmental considerations specific to insulated electrical power and control cables	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法、使用方法) 対象事項: 電力用及び制御用ケーブル	法律の目的に適合している。	利点: イ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本電線工業会のWG	2021年4月			1
JSA	06 電子	制定	C62610-2	電気及び電子装置用の機械的構造—屋内キャビネットの熱管理—第2部: 強制空冷構造の決定方法	Mechanical structures for electrical and electronic equipment – Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series – Part 2: Method for the determination of forced air cooling	この規格は、機器の強制空冷の能力とエアフローの方向、及び収納するキャビネットの排気能力などを勘案して、適切な空冷構造の決定方法を規定するものである。キャビネット内に収納する機器(サーバー)は大半が強制空冷による冷却を採用している。現状では各種のサーバーやネットワーク機器は組み合わせられて1台のキャビネットに収納される場合が多く、こうした場合に、強制空冷の吸気と排気を一定方向に整合し、吸排気能力を整合することによって適切な冷却が可能となる。しかしながら、従来はサーバーやネットワーク機器のメーカーが任意に空冷方法とエアフローをデザインしてきたため、キャビネットとその内部の機器のそれぞれの吸排気能力とエアフローを整合させることができにくい状況があった。このため、機器の強制空冷の能力とエアフローの方向、及び収納するキャビネットの排気能力などを勘案した、適切な空冷構造を決定できる方法を標準化することが重要であるとの認識が高まり、我が国からの提案を受け、IEC 62610-2:2018が発行された。今回、我が国が提案した国際規格を国内に早期に普及するため、JISを制定する必要がある。	制定によって、キャビネット内での強制空冷の最適化設計及びその実施が促進され、サーバーセンタ及び通信システムの構築において、設計品質の改善、生産性の向上及び省エネの推進などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 温度条件 5. キャビネットの強制空冷能力のエアフローの仕様を決定するためのフローチャート 6. キャビネットのサーバーラームへの配置と推奨エアフロー	TS C 62610-2	IEC 62610-2:2018 Mechanical structures for electrical and electronic equipment – Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series – Part 2: Method for the determination of forced air cooling	IDT	第2条の該当号: 第1号(構造) 対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.240		3

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C62610-5	電気及び電子装置用の機械的構造—屋内キャビネットの熱管理—第5部: 屋内キャビネットの冷却性能	Mechanical structures for electrical and electronic equipment – Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series – Part 5: Cooling performance evaluation for indoor cabinets	この規格は、電気及び電子機器用のきょう体内で、屋内に設置される空冷方式のキャビネットについて、その冷却性能を概算する方法を規定するものである。 これまで、市販されている標準寸法の汎用のキャビネットについては、内部に収納した機器に対する冷却性能の評価方法及び評価基準が標準化されていないことから、キャビネットを用いたシステムをデザインする場合、経験則や製造業者によるデータに頼るほかなかった。このため、高性能化した電気及び電子機器があらゆる設置場所、設置環境で利用されるようになった現状から、我が国からの提案に基づき、冷却性能の概算方法についての国際規格(IEC 62610-5)が2016年に発行された。 電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進などを図るため、我が国が提案した国際規格のJISを制定する必要がある。	制定により、キャビネットの冷却性能が適切に評価されるようになり、このことにより、電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進に資することが期待でき、また、電気電子機器用標準キャビネットを用いたシステムでの冷却の最適化が進むことから、省エネの推進に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 冷却方法の分類 5. 冷却性能 6. 計算方法の技術的根拠とシミュレーションによる妥当性の検証(附属書として記載)		IEC 62610-5:2016 Mechanical structures for electrical and electronic equipment – Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series – Part 5: Cooling performance evaluation for indoor cabinets	IDT	第2条の該当号: 第1号(性能) 対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.240	3
JSA	06 電子	制定	C62610-6	電気及び電子装置用の機械的構造—屋内キャビネットの熱管理—第6部: 屋内キャビネットのエア再循環及びバイパス	Mechanical structures for electrical and electronic equipment – Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 Series – Part 6: Air recirculation and bypass of indoor cabinets	この規格は、電気及び電子機器用のきょう体内で、屋内に設置される空冷方式のキャビネットについて、キャビネット内の冷却エアフローの品質指標である、再循環率とバイパス率の測定方法を規定するものである。 電気及び電子機器用のキャビネットの冷却エアフローの評価では、キャビネットの構造、アクセサリ、搭載する機器の設置方法などの影響で、エアフローの再循環及びバイパスが発生し、冷却エアフローの特性値に差異が生じていたため、これらのばらつき要因を適切に管理することが重要になった。 しかしながら、個別のキャビネットや、小規模なシステム構築におけるエアフローの再循環とバイパスについては、それらを定量化して評価する方法が標準化されていなかったため、高性能化した電気及び電子機器があらゆる設置場所及び設置環境で利用されるようになった現状から、この評価方法の国際規格(IEC 62610-6)が2020年に発行された。 電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進などを図るため、我が国が提案した国際規格のJISを制定する必要がある。	制定により、キャビネットの冷却エアフローの再循環とバイパス率が適切に評価されるようになり、このことにより、電気及び電子機器用のきょう体の品質改善、生産性等の向上及び利用促進に資することが期待でき、また、電気電子機器用標準キャビネットを用いたシステムでの冷却の最適化が進むことから、省エネの推進に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 再循環レベル 5. 再循環率とバイパス率の決定 6. 測定方法 附属書A ダミー熱負荷による循環率の測定方法		IEC 62610-6:2020 Mechanical structures for electrical and electronic equipment – Thermal management for cabinets in accordance with IEC 60297 and IEC 60917 series – Part 6: Air recirculation and bypass of indoor cabinets	IDT	第2条の該当号: 第4号(試験方法) 対象事項: 電気及び電子装置用きょう体	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年8月	31.240	3

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C62868-1	一般照明用有機EL(OLED)光源-安全仕様第1部:一般要求事項及び試験方法	Organic light emitting diode (OLED)light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and tests	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般照明用有機EL(OLED)光源の安全性に関する一般要求事項及び試験方法について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能を有している可能性があると共に、光源そのものが面発光であることから拡散板などの部材を必要とせずに均一な面発光を実現することが可能である。このため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光の損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギーな光源として照明分野での普及が期待されている。また、我が国がその技術開発において世界をリードしてきた照明技術でもある。 国際的には、IECにおいて、照明用有機ELの標準化の必要性が認められ、規格制定の検討がなされてきた。我が国は、IEC/TC34の主要メンバーとして参加してきており、2020年5月に照明用有機ELの安全性に関する一般的要求事項を規定するIEC 62868-1, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting-Safety-Part 1: General requirements and testsが発行された。 このため、我が国においても有機EL(OLED)照明光源の、安全確保及び品質向上などを図るため、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 このJISの制定によって、安全性に関する一般要求事項が標準化され、有機EL(OLED)照明光源の安全性が高まり、消費者保護の向上が期待される。また、製品の普及段階から国際レベルの製品が生産・供給されるようになることで、国際競争力の強化につながる。また、市場における適正な評価が定着することによって、市場の拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般表示 5 構造 6 機械的強度 7 故障状態 8 絶縁抵抗及び耐電圧 9 熱応力 10 沿面距離及び空間距離 11 耐熱性及び耐火性 12 光生物学的安全性 13 端子 14 照明器具設計のための情報 15 試験方法 附属書C 内部短絡の試験方法		IEC 62868-1:2020, Organic light emitting diode (OLED) light sources for general lighting - Safety - Part 1: General requirements and tests	MOD	第2条の該当号: 第1号(安全度) 対象事項: 一般照明用有機EL	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人日本照明工業会のWG	2021年1月			2
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9028	マネジメントシステムのパフォーマンス改善-小集団改善活動の指針	Performance improvement of management systems - Guidelines for Small Group Improvement Activities	この規格は、小集団改善活動の指針を規定するものである。小集団改善活動は、問題解決・課題達成と人の育成・職場の活性化とを結びつける上で根幹となる活動であり、その良否によって組織の成長・発展が大きく左右される。顧客・社会のニーズと組織の技術とを結びつけて新たな価値を創造し続けるためには、ニーズや技術の変化にともなって生じる問題を解決し、課題を達成する必要がある。このためには、組織で働く全員がやる気をもって活動に参加し、相互に密接に協力しながら、その中で各人が持つ能力を伸ばし、活かすことが求められる。しかし、多種多様な人がいる組織においては、関心を示さない人がいたり、コミュニケーションが不足したりすることが少なくない。また、教育・研修に多大な時間をかけているにもかかわらず、人が育たず、折角の潜在的な能力を引き出せずにいる場合もある。このような難しさを克服するために考えられた方法が「小集団改善活動」である。この活動は全ての部門・階層で実践する必要があり、重要なものであるが、広く活用できる適切な指針が示されていないことから、「小集団改善活動」とは何か、どう進めるのがよいかについては、組織ごと、研究者ごとに見解が異なっており、様々な混乱を生じる一つの原因となっている。また、この混乱が、組織において小集団改善活動を推進する上での大きな障害となっている。このため、標準化された適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	この規格を制定することによって、多くの組織に適用可能な小集団改善活動の具体的な指針が示され、適切な活動が実践されるようになることから、各職場・組織における問題・課題の効果的・効率的な解決及び達成、さらには働く人の能力及び意欲の着実な向上が図られ、ひいては、その組織が提供する製品・サービスの品質・質の確実な保証及び生産性の向上に寄与することが期待できる。また、サービス産業(医療・福祉、運輸、教育など)への品質マネジメントの普及促進が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 0. 序文 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 小集団改善活動の種類 5. チーム改善活動の推進 6. QCサークル活動の推進 7. 小集団改善活動における経営者及び管理者の役割 附属書A 総合的品質管理における小集団改善活動の役割及び位置付け 附属書B 小集団改善活動の基本		なし	-	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法(業種普遍的なものに限る。)) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的な分野	-	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2020年8月	03.100.01	4	

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	04 管理システム規格	制定	Q21503	プロジェクト、プログラム及びポートフォリオマネジメント-プログラムマネジメントの手引	Project, programme and portfolio management - Guidance on programme management	ISO 21503:2017は、プロジェクトマネジメントの手引き(ISO 21500:2012/JIS Q 21500)、ポートフォリオマネジメントの手引き(ISO 21504:2015)とともに、先端的技術・システムの開発に不可欠なマネジメント構造の整備に資するものであり、以下の必要性が認められる。 ①あらゆる形態のプロジェクト/プログラム創成組織に適用される規格であることから影響が大きい。 ②グローバルな活動を行う我が国の産業界にとって、いまや必須の規格である。 ③そのうえ、本規格の主な国内ユーザであるIT分野を始めとする産業界からは、JIS化への強い要望が寄せられている。 ④ JIS Q 21500(プロジェクトマネジメント規格、JIS発行済)、JIS Q 21504(ポートフォリオマネジメント、JIS開発中)に続き、本件JIS Q 21503(プログラムマネジメント)の3規格が揃ってはじめてISOのミニマムな規格セット(PPPMと称する)となることから、開発が必要と考える。 これらの理由により、同規格について、日本国内での認知度を向上させ、正しい理解を促進し、普及させる必要がある。	期待効果として次の点が挙げられる。 ①プログラムマネジメントの浸透の機会を創出し、国際的認知の高いPPP構造の最上位概念の理解が進むことで、我が国の産業界のグローバル化、国際競争力の強化につながる。 ②プログラムマネジメントに係る概念やプロセスが統一化されることで効率的な産業活動につながる。 ③プログラムやプロジェクトの目的、目標の明確化、計画の変更管理の根拠を与えることは、企業のIT投資やプロジェクトの成功確率向上につながる。 ④JIS化に当たり、国内IT産業や各種開発プロジェクトを行う上で使用してきた用語との整合を図ることで、多くの組織で受け入れられやすく、効果的に導入・運用されるものとなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 用語及び定義 3 引用規格 4 プログラムとプログラムマネジメントの概念 4.1 概要 4.2 プログラムの概念 4.3 プログラムマネジメントの概念 5 プログラムマネジメントの前提条件 5.1 概要 5.2 プログラムマネジメントの必要性の評価 5.3 組織へのプログラムマネジメントの導入 5.4 プログラムマネジメントの統制 5.5 プログラムの役割と責任の確認 6 プログラムのマネジメント 6.1 概要 6.2 プログラムの創成 6.3 プログラムの統合 6.4 プログラムマネジメントの実践 6.5 プログラムのコントロール 6.6 ベネフィットマネジメント 6.7 プログラムの終結 参考文献	-	ISO 21503:2017 Project, programme and portfolio management - Guidance on programme management	IDT	第2条の該当号: 第14号(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 業種に普遍的	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人プロジェクトマネジメント学会のWG	2019年12月	03.100.01	5
JSA	07 情報	制定	X0134-1	システム及びソフトウェア技術-システム及びソフトウェアアシュアランス-第1部:概念及び用語	Systems and software engineering - Systems and software assurance - Part 1: Concepts and vocabulary	アシュアランス(assurance、主張が達成された、又は今後達成されるという正当な確信の根拠)の諸概念は、仕様に基づいて実装するという従来のシステム及びソフトウェア開発から、近年、市場に急速に普及する機械学習されたモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムにおける品質保証の観点から、今後ますます重要になる。すなわち、実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とする従来の考え方に加えて、システムのステークホルダによる議論及び合意形成(アシュアランス獲得)が重要となる。 これに対応して、システム及びソフトウェアアシュアランスに関する規格がISO/IEC 15026規格群として制定されており、第2部であるISO/IEC 15026-2:2011はJIS X 0134-2:2016(アシュアランスケース)としてすでにJIS化されているほか、第3部の旧規格であるISO/IEC 15026:1998はJIS X 0134:1999(システム及びソフトウェアに課せられたリスク抑制の完全性水準)としてJIS化されている。 このような状況から、特にその根幹をなすISO/IEC/IEEE 15026-1:2019のJIS化を図る必要がある。	規格を制定することにより、アシュアランスに関連する概念及び用語の正しい認知が定着することになり、取引や合意の円滑化が期待されるとともに、実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とする従来の考え方に加えて、システムのステークホルダによる議論及び合意形成(アシュアランス獲得)が重要となることへの日本企業への理解が進み、人工知能を含むシステム・サービス開発における国際競争力強化に繋がることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 この規格の構成 5 基本概念 6 ISO/IEC/IEEE 15026の複数の部の利用 7 ISO/IEC/IEEE 15026(規格群)及びアシュアランスケース 8 ISO/IEC/IEEE 15026(規格群)及び完全性水準 9 ISO/IEC/IEEE 15026(規格群)及びライフサイクル 10 まとめ	-	ISO/IEC/IEEE 15026-1:2019, Systems and software engineering - Systems and software assurance - Part 1: Concepts and vocabulary	IDT	第2条の該当号: 第5号(用語) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ 欠点: いずれも該当しない。	-	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	3

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X5150-1	汎用情報配線設備－第1部：一般要件	Information technology－Generic cabling for customer premises－Part 1: General requirements	JIS X 5150は構内で使用する情報配線システム(LANシステム)について規定しているが、IoT (Internet of Things) 社会の実現など、最新の技術を取り込む形で対応国際規格が改定された。 また、対応国際規格では、個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系として変更されていることから、対応国際規格の規格体系に合わせるために、JIS X 5150を廃止し、この規格及びJIS X 5150-2を制定する必要がある。 この規格は、情報配線システムの共通一般要件をまとめたものであり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行うことが可能となる。	この規格を制定することによって、次の社会的な効果が見込まれる。 1) 一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことによって、ネットワークの相互接続への対応を容易にできる。 2) 最新の応用システムだけでなく、開発中の応用システムを含めた要求に対応が可能となる。 3) システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受け取ることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになることにより、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義、略号及び添え字 4 適合性 5 情報配線システムの構造 6 チャンネルの性能要件 7 リンクの性能要件 8 幹線配線サブシステムの基準設計 9 ケーブルの要件 10 接続器具の要件 11 コードの要件 12 附属書A(規定) クラスA、B、C、D、E、EA、F、FA、I及びII平衡配線並びに光ファイバ配線のための適合試験手順 13 附属書B(規定) 平衡配線用接続器具の機械的及び環境性能試験	X5150	ISO/IEC 11801-1:2017 Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 1: General requirements	IDT	第2条の該当号：第2号(設計方法) 対象事項：情報システム及び電磁的記録(構内情報配線システム)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年4月	35.200	4
JSA	07 情報	制定	X5150-2	汎用情報配線設備－第2部：オフィス施設	Information technology－Generic cabling for customer premises－Part 2: Office premises	この規格は構内で使用する情報配線システム(LANシステム)について規定しているが、IoT (Internet of Things) 社会の実現など、最新の技術を取り込む形で対応国際規格が改定された。 また、対応国際規格では、個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件とそれぞれの規格の個別要件とにパートで区分して一つの規格体系として変更されていることから、対応国際規格の規格体系に合わせるために、JIS X 5150を廃止し、この規格及びJIS X 5150-1を制定する必要がある。 この規格は、情報配線システムのオフィス施設への適用を規定したものであり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守)を適切に行うことが可能となる。	この規格を制定することによって、次の社会的な効果が見込まれる。 1) 一つの規格体系に従った設計、施工、試験を行うことによって、ネットワークの相互接続への対応を容易にできる。 2) 最新の応用システムだけでなく、開発中の応用システムを含めた要求に対応が可能となる。 3) システム提供者は、共通規格に基づいた商品(情報配線システム)を顧客に提供可能となる。 4) システム利用者は、共通規格に基づいた設計、施工、試験を受けることによって、どのシステム提供者からも同等品質の商品を受け取ることが可能となる。 5) 新対応国際規格と同一のJISになることにより、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障害がなくなる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 適合性 5 情報配線システムの構造 6 チャンネルの性能要件 7 リンクの性能要件 8 基準設計 9 ケーブル要件 10 接続器具の要件 11 コードの要件	X5150	ISO/IEC 11801-2:2017 Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 2: Office premises	IDT	第2条の該当号：第2号(設計方法) 対象事項：情報システム及び電磁的記録(構内情報配線システム)	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2020年4月	35.200	4

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X9305-2	情報技術—ユーザインタフェース—音声命令—第2部:構築及び試験	Information technology—User interfaces—Voice commands—Part 2: Constructing and testing	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後はカーナビゲーションシステムや家電分野において急激な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に様々であった為、情報技術における音声命令について、音声命令の発音上の要求事項と音声認識システムの性能評価方法を定めたISO/IEC 30122-2“音声命令—第2部(構築と検査)”が2017年2月にIS発行された。今般の規格制定に伴い、そのJIS化を行うことにより、国内の関係者に早急に周知させるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が進む情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の音響的・技術的な品質が保たれ、音声命令の更なる普及が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・構築と検査 - 枠組み - 発音 - 設計原理 - 検査方法	—	ISO/IEC 30122-2:2017 Information technology—User interfaces—Voice commands—Part 2: Constructing and testing	IDT	第2条の該当号: 第2号、第4号(設計方法、検査方法) 対象事項: 情報通信機器、カーナビゲーションシステム、家電等の製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2019年12月	35.240.20	5
JSA	07 情報	制定	X9305-3	情報技術—ユーザインタフェース—音声命令—第3部:翻訳及び地域対応	Information technology—User interfaces—Voice commands—Part 3: Translation and localization	音声命令は既に情報通信機器において利用されているが、今後はカーナビゲーションシステムや家電分野において急激な利用拡大が見込まれる。しかしながら、その音声命令は製品分野毎及び製品開発を行うメーカー毎に様々であった為、情報技術における音声命令について、音声命令を多言語に対応させるための指針を定めたISO/IEC 30122-3“音声命令—第3部(翻訳及び地域対応)”が2017年2月にIS発行された。今般の規格制定に伴い、そのJIS化を行うことにより、国内の関係者に早急に周知させるのが今回の制定の目的である。特に、今後急速に利用拡大が進む情報通信機器や家電分野では、音声命令として最低限必要な条件を統一することは重要であり、早急なJIS化が必要である。	JISとして制定されることにより、情報通信技術や家電分野において音声命令の多言語対応の品質が保たれ、音声命令の更なる普及が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・翻訳及び地域対応 - 枠組み - 互換性 - 単語や語句の決定方法	—	ISO/IEC 30122-3:2017 Information technology—User interfaces—Voice commands—Part 3: Translation and localization	IDT	第2条の該当号: 第2号(設計方法) 対象事項: 情報通信機器、カーナビゲーションシステム、家電等の製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2019年12月	35.240.20	5

JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2021年5月6日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X20246	ソフトウェア及びシステム技術—ソフトウェア及びシステム開発における作業成果物のレビューのプロセス	Software and systems engineering – Work product reviews	これまで、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト、及び保守に関わる作業成果物レビューについては、SIベンダー及びレビューア一人のノウハウとして、ベンダー固有な又は属人的なプロセス、アクティビティ、タスク、レビュー手法が使われてきた。 一方、システムの活用は企業内にとどまらず、直接企業の顧客が利用したり、組み込みソフトウェアとして日常生活に不可欠な要素になってきており、従来にもまして高い品質が求められ、また、品質に対する説明責任の重要性も増しており、品質確保のためにレビューの重要性はますます高まっている。 このような状況において、透明性及び可視性の高く、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト及び保守に関与する全ての組織が参照・使用できる標準的な作業成果物レビューのプロセス、アクティビティ、タスク、レビュー手法の規格は重要性を増している。国際規格でもこのような状況を踏まえ、作業成果物レビュー規格がISO/IEC 20246として2017年に制定されている。 このため、国内においても国際規格と整合性のある実態に即したレビュー規格をJISとして制定する必要がある。	規格を制定することによって、SIベンダー及び特定の個人のノウハウに依存することなく一定水準の作業成果物のレビューの実施が可能になるとともに、ソフトウェア及びシステムの開発において製品の品質が向上することが期待され、並びに国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 コンフォーマンス 5 作業成果物レビュー 6 作業成果物レビュープロセス 7 レビュー技法 8 附属書A(規定)レビューの文書化		ISO/IEC 20246:2017, Software and systems engineering — Work product reviews	IDT	第2条の該当号: 第6号(品質) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	2
JSA	07 情報	制定	X25020	システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価(SQuaRE) — 品質測定の特組み	Systems and software engineering – Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) – Quality measurement framework	顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム/ソフトウェアなどの品質測定に関する事項を明確にし、合意形成することは重要である。また、品質モデルを用いてどのように品質測定量を定義するのか、品質測定の計画と実行、測定結果の適用の手順を示すことによって、品質測定を行う技術者や組織にとって有用な情報を提供できる。 このような観点から、システム及びソフトウェア品質要求及び評価に関する規格群ISO/IEC 25000(SQuaRE)シリーズの品質測定(ISO/IEC 25020:2019)が制定されている。一方、品質モデルに対応するISO/IEC 25010:2011は、JIS X 25010:2013(品質モデル)として既にJIS化されていることをはじめとして、この規格を引用することによって、規格を構成しているISO/IEC 25021、ISO/IEC 25022、ISO/IEC 25023、ISO/IEC 25024も既にJIS化されている。 このような状況から、日本の業界が品質測定を活用できるようにするため、品質測定とは何か、品質モデルを用いてどのように品質測定量を定義するのか、品質測定の計画と実行をどのように行うのか、測定結果をどのように適用していくのかなど、品質測定に関する手順及び技法を規定しているISO/IEC 25020:2019を基にJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム/ソフトウェアなどの品質測定に関する事項を明確にし、合意形成するなどの活動を効果的に行うためのよりどころとなることが期待できる。また、品質測定を行う技術者や組織にとって有用な情報を提供できる。さらに、システム及びソフトウェア製品の品質測定に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化に活用することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 略語 5 適合性 6 品質測定		ISO/IEC 25020:2019, Systems and software engineering – Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) – Quality measurement framework	IDT	第2条の該当号: 第8号(測定方法) 対象事項: 情報システム及び電磁的記録(ソフトウェアを含み、地理情報を除く。)	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月	35.080	2